

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所における
大阪府情報公開条例の施行に関する規程

制定 平成24年4月1日 規程第29号

改正 令和2年2月1日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が管理する法人文書（大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第2条第3項に規定する法人文書をいう。）に関する大阪府情報公開条例の施行については、大阪府情報公開条例施行規則（平成12年大阪府規則第226号）第2条第4項及び第5項並びに第4条第4項第3号ハの規定を除くほか、大阪府知事が管理する行政文書の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。